

第11表 調整事項別件数

(件)

調整事項		年 次					
		25	26	27	28	29	30
賃 金 等	賃金増額			1			1
	一時金	1		3	1	1	4
	諸手当	3	4	2	4	1	6
	その他賃金に関するもの	5	3	2	7	1	4
	退職一時金・年金				2		
	解雇・休業手当						
小 計		9	7	8	14	3	15
賃金等以外の 労働条件	労働時間		1		1		2
	休日・休暇			1			1
	作業方法の変更						
	定年制						
	その他の労働条件	1					
小 計		1	1	1	1	0	3
経営又は人事	事業休廃止		1				
	企業合併・事業譲渡						
	人員整理						
	配置転換			1			
	解雇	4	3	4	1		3
	その他の経営人事	1	2	3	1		2
小 計		5	6	8	2	0	5
その他	組合承認・組合活動						
	協約締結・全面改定			1			
	協約効力・解釈						
	福利厚生				1		
	団交促進	6	8	3	5	3	6
	事前協議制						
	その他	5	10	8	4	5	7
小 計		11	18	12	10	8	13
合 計		26	32	29	27	11	36

(注) 本表は、各年とも新規事件について分類したもので、調整事項が複数の場合があるので、調整事項の合計と事件数は一致しない。

新規事件の調整事項を内容別にみると、「その他」が7件と最も多く、次いで「諸手当」及び「団交促進」が各6件、「一時金」及び「その他賃金に関するもの」が各4件などとなっている。

なお、「その他」(7件)については、「出勤停止の取消及び職場復帰」、「パワーハラスメントによる慰謝料」、「資料の開示」などを調整事項として申請があったものである。